

## 幼児教育無償化について

### 1. 無償化の経緯

平成24年衆議院・参議院における社会保障と税の一体改革に関する特別委員会において、幼児教育・保育の無償化に検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする<sup>1</sup>と附帯決議がされました。平成26年度以降、幼児教育の段階的無償化が実施され、平成31年10月に向けて子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。

なお、幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。

### 2. 無償化の概要

#### (1) 対象者

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業等及び認可外保育施設等を利用する3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども

#### (2) 無償化となる主な利用料

ア 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育事業等を利用する対象者（現物給付による無償化）

利用料の全額が無償化

※通園送迎費、食材料費（副食費を含む。）、行事費など実費徴収されている費用は、無償化の対象外

※企業主導型保育事業については標準的な利用料が無償化

イ 幼稚園の預かり保育を利用する対象者（償還払いによる無償化）

保育の必要性があると認定を受けた子どもは、幼稚園の利用料に加え、月額 1.13万円までの預かり保育の利用料が無償化（保育の必要性があるとの認定を受けていない場合は、従前のおり）

ウ 認可外保育施設等を利用する対象者（償還払いによる無償化）

保育の必要性があると認定を受けた子どもは、月額 3.7万円（住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについては月額 4.2万円）までの利用料が無償化

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育所、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などをいう。

### (3) 財源負担

区分	負担割合
私立の幼稚園、保育所、 認定こども園及び小規模保育 事業	国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4
企業主導型保育事業	(公財) 児童育成協会が負担
公立の幼稚園及び保育所	市 10 / 10
認可外保育施設等	国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4

※無償化による負担額増分については、地方負担分を、平成31年度は臨時交付金により全額国負担となり、平成32年度以降は、地方交付税により財源措置されます。

※上記の他、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、初年度の導入時などの自治体の事務費・システム改修費の補助があります。

### 3. 無償化のスケジュール (予定)

平成31年	2月	3月議会へシステム改修等の予算の提出
		3月議会において幼児教育無償化の概要説明
	4月	関係施設への説明
	6月	6月議会へ関係条例・予算の提出
	7月頃	対象者への周知と受付・認定開始
	10月～	幼児教育の無償化